**令和７年度**

**【No.15-４】指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**○ 指定就労定着支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| HP,Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 事業者の名称 |  |
| 事業所番号 | ４６ |
| 指導年月日 | 　　　年　　　月　　　日　～　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 記入者及び担当者氏名 |  |
| 立会者（事業所側） | 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 指導班（県　　側） | （班長）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |

※　太枠内のみ事業所において御記入ください。《目　　次》

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

Ⅱ　主眼事項及び着眼点（就労定着支援）

第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

第２　人員に関する基準

１　指定就労定着支援事業所の従業者の員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

２　管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

第３　設備に関する基準

　設備及び備品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

第４　運営に関する基準

１　内容及び手続きの説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

２　契約支給量の報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

３　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

４　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

５　サービス提供困難時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

６　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

７　訓練等給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

８　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

10　身分を証する書類の携行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

11　サービスの提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

12　指定就労定着支援事業者が支給決定障害者等に

求めることのできる金銭の支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・　１４

13　利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

14　利用者負担額に係る管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

15　訓練等給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

16　指定就労定着支援の取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

17　就労定着支援計画の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

18　サービス管理責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

19 実施主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

20　相談及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

21　職場への定着のための支援等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

22　サービス利用中に離職する者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

23　支給決定障害者等に関する市町村への通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

24　管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

25　運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

26　勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

27　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

28　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

29　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

30　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

31　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

32　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

33　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

34　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

35 虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

36　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

37 記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

38　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

第５　変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

第６　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い

１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

２　就労定着支援サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

３　地域連携会議実施加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

４　初期加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

５　就労定着実績体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

６　職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

７　利用者負担上限額管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

８　福祉・介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

９　福祉・介護職員等特定処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

10　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

11　福祉・介護職員等処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

（参考）主な根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類

就労定着支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ |  指定申請書類(控) | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| ２ |  組織図 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| ３ |  勤務表，出勤簿 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| ４ |  給与台帳 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| ５ |  登録証，免許証 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| ６ |  平面図 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| ７ |  運営規程 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| ８ |  契約書，重要事項説明書 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| ９ |  利用料金等の説明文書，パンフレットなど | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 10 |  受給者証（写） | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 11 |  看護・介護記録，生活介護計画等 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 12 |  辞令又は雇用契約書 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 13 |  前年度利用者数が分かる資料 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 14 |  職員の研修の記録 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 15 |  衛生管理等に関する記録 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 16 |  就業規則 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 17 |  秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書，誓約書など） | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 18 |  秘密保持に関する利用者の同意書 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 19 |  苦情解決に関する記録 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 20 |  事故に関する記録 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 21 |  緊急時の連絡体制に関する書類 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 22 |  損害賠償保険証書 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 23 |  変更届(控) | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 24 |  金銭台帳の類 | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 25 |  介護給付費又は訓練等給付費請求書(控) | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 26 |  介護給付費又は訓練等給付費明細書(控) | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 27 |  サービス提供実績記録票（控） | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 28 |  サービス提供証明書（控） | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 29 | 領収証(請求書)(控) | [ ] 　有・[ ] 　無 |
| 注１　運営指導対象期間は，令和　６年　４月　１日から運営指導当日までですので，その期間に対応した上記書類を準備してください。注２　その他の書類についても当日提示していただく場合があります。 |

**Ⅱ　主眼事項及び着眼点（就労定着支援）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第１　基本方針　 | (１)指定就労定着支援事業者は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し，これに基づき利用者に対して指定就労定着支援を提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労定着支援を提供しているか。(２)指定就労定着支援事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った指定就労定着支援の提供に努めているか。(３)指定就労定着支援事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。(４)指定就労定着支援の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，就労に向けた支援として障害者総合支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)(規則)第６条の10の２に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して，規則第６条の10の３に規定する期間にわたり，当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主，障害福祉サービス事業者等，医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行っているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○運営規程○個別支援計画○ｹｰｽ記録○同上○運営規程○研修計画，研修実施記録 ○虐待防止関係書類○体制の整備をしていることが分かる書類○上記(1)に同じ | 法第43条平18厚令171第３条第１項平25県条例第37号平18厚令171第３条第２項平18厚令171第３条第３項平18厚令171第206条の２平18厚令19第６条の10の２第６条の10の３ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第２　人員に関する基準１　指定就労定着支援事業所の従業者の員数(１) 就労定着支援員(２) サービス管理責任者(３) 利用者数の算定(４) 職務の専従２　管理者 | 　指定就労定着支援事業所に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりになっているか。指定就労定着支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を40で除した数以上となっているか。1. サービス管理責任者は，指定就労定着支援事業所ごとに，当該指定就労定着支援の事業の利用者の数※に応じ，それぞれア又はイに掲げる員数となっているか。

ア　利用者の数が60以下　１以上イ　利用者の数が61以上　1に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上※　当該指定就労定着支援事業者が，生活介護，自立訓練(機能訓練)，自立訓練(生活訓練)，就労移行支援，就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型(生活介護等)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け，かつ，指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては，当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数②　サービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤となっているか。利用者の数は，前年度の平均値となっているか。ただし，新規に指定を受ける場合は，適切な推定数によっているか。就労定着支援員及びサービス管理責任者は，専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者となっているか。(ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。)指定就労定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。(ただし，指定就労定着支援事業所の管理上支障がない場合は，当該指定就労定着支援事業所の他の職務に従事させ，又は当該指定就労定着支援事業所以外の事業所，施設等の職務に従事させることができる。) | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 【利用者の数】利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に指定を受ける場合は，推定数による。＜平18厚令171第206条の３第３項＞【サービス管理責任者】サービス管理責任者については，就労定着支援計画の作成及び提供した指定就労定着支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので，これらの業務の客観性を担保する観点から，サービス管理責任者と就労定着支援員とは異なる者でなければならない。　【２　管理者】○　指定就労定着支援事業所の管理者は，以下の場合であって，当該指定就労定着支援事業所の管理業務に支障がないときは，他の職務を兼ねることができる。ア　当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合イ　当該指定就労定着支援事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって，当該他の事業所又は施設等の管理者，サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する時間帯も，当該指定療養介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し，職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ，また，事故発生時等の緊急時の対応について，あらかじめ対応の流れを定め，必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合 | ○勤務実績表○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)○従業者の資格証○勤務体制一覧表 ○利用者数(平均利用人数)が分かる資料(実績表等)○同上○利用者数(平均利用人数)が分かる資料(利用者名簿等)○従業者の勤務実態が分かる書類(出勤簿等)○管理者の雇用形態が分かる書類○勤務実績表○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)○従業者の資格証○勤務体制一覧表 | 法第43条第1項平18厚令171第206条の3第１項平18厚令171第206条の３第２項平18障発第1206001号第十三１(２)平18厚令171第206条の３第５項平18厚令171第206条の３第３項平18厚令171第206条の３第４項平18厚令171第206条の４準用(第51条)平18障発第1206001号第四１(7) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第３ 設備に関する基準設備及び備品等 | 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに，指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えられているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 【事務室】　指定就労定着支援事業所には，事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが，間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は，他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。　なお，この場合に，区分がされていなくても業務に支障がないときは，指定就労定着支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。　【受付等のスペースの確保】　事務室又は指定就労定着支援の事業を行うための区画については，利用申込みの受付，相談，計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし，相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。　【設備及び備品等】　指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし，他の事業所，施設等と同一敷地内にある場合であって，指定就労定着支援の事業又は当該他の事業所，施設等の運営に支障がない場合は，当該他の事業所，施設等に備え付けられた備品及び設備等を使用することができるものとする。　なお，事務室又は区画，設備及び備品等については，必ずしも事業者が所有している必要はなく，貸与を受けているものであっても差し支えない。　 | ○平面図○設備・備品等一覧表【目視】 | 平18厚令171第206条の５平18障発第1206001号第十三２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第４ 運営に関する基準１ 内容及び手続の説明及び同意２　契約支給量の報告等 | (１)指定就労定着支援事業者は，支給決定障害者等が指定就労**定着**支援の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，運営規程の概要，従業者の勤務体制，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該指定就労定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。(２)指定就労定着支援事業者は，社会福祉法第77条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。(１)指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援を提供するときは，当該指定就労定着支援の内容，契約支給量，その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。(２)契約支給量の総量は，当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。(３)指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援の利用に係る契約をしたときは，受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。(４)指定就労定着支援事業者は，受給者証記載事項に変更があった場合に，（１）から（３）に準じて取り扱っているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いない・[ ] 　いる[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　書面交付事項　①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地　②　当該事業の経営者が提供する指定就労定着支援の内容　③　当該指定就労定着支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項　④　指定就労定着支援の提供開始年月日　⑤ 指定就労定着支援に係る苦情を受け付けるための窓口○ 受給者証への記載事項 ①　当該事業者及びその事業所の名称　②　当該指定就労定着支援の内容　③　当該事業者が当該利用者に提供する月当たりのサービスの提供量（契約支給量）　④　契約日等○　当該契約に係る指定就労定着支援の提供が終了した場合にはその年月日を，月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定就労定着支援の量を記載すること。 | ○重要事項説明書○利用契約書○同上○その他利用者に交付した書面○受給者証（写）○受給者証（写）○契約内容報告書○契約内容報告書○受給者証（写）○契約内容報告書 | 法第43条第2項平18厚令171第206条の12準用(第９条第１項)平18障発第1206001号第三３(１)平18厚令171第206条の12準用(第９条第２項)平18障発第1206001号第三３(１)平18厚令171第206条の12準用(第10条第１項)平18障発第1206001号第三３(２)①平18厚令171第206条の12準用(第10条第２項)平18厚令171第206条の12準用(第10条第３項)平18障発第1206001号第三３(２)③平18厚令171第206条の12準用(第10条第４項) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ３　提供拒否の禁止４　連絡調整に対する協力５　サービス提供困難時の対応６　受給資格の確認７　訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | 　指定就労定着支援事業者は，正当な理由がなく指定就労定着支援の提供を拒んでいないか。 特に，障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。　指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。 指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な指定就労定着支援を提供することが困難であると認めた場合は，適当な他の指定就労定着支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。　指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援の提供を求められた場合は，その者の提示する受給者証によって，支給決定の　有・無，支給決定の有効期間，支給量等を確かめているか。(１)指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。(２)指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について，必要な援助を行っているか。 | [ ] 　いない・[ ] 　いる[ ] 　いない・[ ] 　いる[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　提供を拒むことのできる正当な理由　①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合　② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合　③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって，これに該当しない者から利用申込みがあった場合，その他利用申込者に対し自ら適切な指定就労定着支援を提供することが困難な場合※　「難病等対象者」である理由のみをもって，一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。（平成25年３月６日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）　④　入院治療が必要な場合 | ○受給者証（写） | 平18厚令171第206条の12準用(第11条)平18障発第1206001号第三３(３)平18厚令171第206条の12準用(第12条)平18厚令171第206条の12準用(第13条)平18厚令171第206条の12準用(第14条)平18厚令171第206条の12準用(第15条第１項)平18厚令171第206条の12準用(第15条第２項) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ８　心身の状況等の把握９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等10　身分を証する書類の携行11　サービスの提供の記録 | 　指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。(１)指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援を提供するに当たっては，地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い，市町村，他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。(２)指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。指定就労定着支援事業者は，従業者に身分を証する書類を携行させ，初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは，これを提示すべき旨を指導しているか。(１)指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援を提供した際は，当該指定就労定着支援の提供日，内容その他必要な事項を，指定就労定着支援の提供の都度，記録しているか。(２)指定就労定着支援事業者は，（１）の規定による記録に際しては，支給決定障害者等から指定就労定着支援を提供したことについて確認を受けているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　証書等には，当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいこと。○　提供の記録事項①　当該指定就労定着支援の提供日②　提供したサービスの具体的内容（例えば，身体介護と家事援助の別等）③　実績時間数，利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項○　サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から，利用者の確認を得ること。 | ○ｱｾｽﾒﾝﾄ記録○ｹｰｽ記録○個別支援計画○ｹｰｽ記録○同上○身分を証する書類（名札等）○ｻｰﾋﾞｽ提供の記録○同上 | 平18厚令171第206条の12準用(第16条)平18厚令171第206条の12準用(第17条第１項)平18厚令171第206条の12準用(第17条第２項)平18厚令171第206条の12準用(第18条)平18障発第1206001号第三３(８)平18厚令171第206条の12準用(第19条第１項)平18障発第1206001号第三３(９)①平18厚令171第206条の12準用(第19条第２項)平18障発第1206001号第三３(９)② |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 12　指定就労定着支援事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等13　利用者負担額等の受領 | (１)指定就労定着支援事業者が，指定就労定着支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。(２)(１)の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，支給決定障害者等に対し説明を行い，その同意を得ているか。 （ただし，13の(1)から(3)までに掲げる支払については，この限りでない。）(１)指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援を提供した際は，支給決定障害者等から当該指定就労定着支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。(２)指定就労定着支援事業者は，法定代理受領を行わない指定就労定着支援を提供した際は，支給決定障害者等から当該指定就労定着支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。(３)指定就労定着支援事業者は，(１)及び(２)の支払を受ける額のほか，支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定就労定着支援を提供する場合に，支給決定障害者等から受けることのできる，それに要した交通費の額の支払を受けているか。(４)指定就労定着支援事業者は，(１)から(３)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。(５)指定就労定着支援事業者は，(３)の費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者等に対し，当該サービスの内容および費用について説明を行い，支給決定障害者等の同意を得ているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者の直接便益を向上させるものについては，次の要件を満たす場合に，利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。　①　指定就労定着支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。　②　利用者等に求める金額，その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し，説明を行うとともに，当該利用者の同意を得ていること。 | ○金銭台帳の類○請求書及び領収証(控)○介護給付費等明細書(控)○運営規程○利用料金等の説明文書○同意書○請求書○領収書○同上○同上○領収書○重要事項説明書 | 平18厚令171第206条の12準用(第20条第１項)平18障発第1206001号第三３(10)平18厚令171第206条の12準用(第20条第２項)平18厚令171第206条の12準用(第21条第１項)平18厚令171第206条の12準用(第21条第２項)平18厚令171第206条の12準用(第21条第３項)平18厚令171第206条の12準用(第21条第４項)平18厚令171第206条の12準用(第21条第５項) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 14　利用者負担額に係る管理15　訓練等給付費の額に係る通知等16　指定就労定着支援の取扱方針 | 　指定就労定着支援事業者は，支給決定障害者等の依頼を受けて，当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定就労定着支援事業者が提供する指定就労定着支援及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定就労定着支援及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定就労定着支援及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第３項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。　この場合において，当該指定就労定着支援事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。(１)指定就労定着支援事業者は，法定代理受領により市町村から指定就労定着支援に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は，支給決定障害者等に対し，当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。(２)指定就労定着支援事業者は，法定代理受領を行わない指定就労定着支援に係る費用の支払を受けた場合は，その提供した指定就労定着支援の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。(１)指定就労定着支援事業者は，就労定着支援計画に基づき，利用者の心身の状況等に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，指定就労定着支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。(２)指定就労定着支援事業者は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮しているか。(３)指定就労定着支援事業所の従業者は，指定就労定着支援の提供に当たっては，懇切丁寧を旨とし，利用者又はその家族に対し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を行っているか。(４)指定就労定着支援事業者は，その提供する指定就労定着支援の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービス提供証明書の記載事項①　提供した指定就労定着支援の内容②　費用の額③　その他利用者が市町村に対し介護給付費を請求する上で必要と認められる事項○　「支援上必要な事項」とは，指定就労定着支援計画の目標及び内容のほか，行事及び日課等も含む。○　指定就労定着支援事業者は，自らその提供する指定就労定着支援の質の評価を行うことはもとより，第三者による外部評価の導入を図るよう努め，常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならない。 | ○利用者負担額上限管理通知(控)○通知(写)○サービス提供証明書(控）○就労定着支援計画(利用者ごと)○実績記録など○研修受講記録○自己評価に関する記録○外部評価結果の記録 | 平18厚令171第206条の12準用(第22条)平18厚令171第206条の12準用(第23条第１項)平18厚令171第206条の12準用(第23条第２項)平18障発第1206001号第三３(13)②平18厚令171第206条の12準用(第57条第１項)平18厚令171第206条の12準用(第57条第２項)平18厚令171第206条の12準用(第57条第３項)平18障発第1206001号第四３(６)①平18厚令171第206条の12準用(第57条第４項)平18障発第1206001号第四３(６)② |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 17　就労定着支援計画の作成等 | 1. 指定就労定着支援事業所の管理者は，サービス管理責任者に指

定就労定着支援に係る個別支援計画（就労定着支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。(２)サービス管理責任者は，就労定着支援計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。(３)アセスメントに当たっては，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に意思決定の支援を行うため，当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。(４)アセスメントに当たっては，利用者に面接して行なっているか。この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得ているか。(５)サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，指定就労定着支援の目標及びその達成時期，指定就労定着支援を提供する上での留意事項等を記載した就労定着支援計画の原案を作成しているか。この場合において，当該指定就労定着支援事業所が提供する指定就労定着支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて就労定着支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。(６)サービス管理責任者は，就労定着支援計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定就労定着支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい，テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し，当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに，就労定着支援計画の原案の内容について意見を求めているか。(７)サービス管理責任者は，就労定着支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得ているか。(８)サービス管理責任者は，就労定着支援計画を作成した際には，当該就労定着支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しているか。(９)サービス管理責任者は，就労定着支援計画の作成後，就労定着支援計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに，少なくとも６か月に１回以上，就労定着支援計画の見直しを行い，必要に応じて就労定着支援計画の変更を行っているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　就労定着支援計画には，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期，指定就労定着支援を提供する上での留意事項等を記載した書面である。○　就労定着支援計画は，利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行うとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。 | ○個別支援計画○ｻｰﾋﾞｽ管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類○個別支援計画○ｱｾｽﾒﾝﾄ及びﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを実施したことが分かる書類○ｱｾｽﾒﾝトを実施したことが分かる書類○面接記録○ｱｾｽﾒﾝトを実施したことが分かる書類○面接記録○個別支援計画の原案○他ｻｰﾋﾞｽとの連携状況が分かる書類○ｻｰﾋﾞｽ担当者会議の記録○個別支援計画○同上○利用者に交付した記録○個別支援計画○ｱｾｽﾒﾝﾄ及びﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞに関する記録 | 平18厚令171第206条の12準用(第58条第１項)平18障発第1206001号第四３(７)平18厚令171第206条の12準用(第58条第２項)平18厚令171第206条の12準用(第58条第３項)平18厚令171第206条の12準用(第58条第４項)平18厚令171第206条の12準用(第58条第５項)平18厚令171第206条の12準用(第58条第６項)平18厚令171第206条の12準用(第58条第７項)平18厚令171第206条の12準用(第58条第８項)平18厚令171第206条の12準用(第58条第９項) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 18　サービス管理責任者の責務19　実施主体20　相談及び援助21　職場への定着のための支援等の実施 | (10)サービス管理責任者は，モニタリングに当たっては，利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行っているか。　　①　定期的に利用者に面接すること。　　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。(11) 就労定着支援計画に変更のあった場合，（２）から（８）に準じて取り扱っているか。(１)サービス管理責任者は，就労定着支援計画の作成等のほか，次に掲げる業務を行っているか。①　利用申込者の利用に際し，その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により，その者の心身の状況，当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ②　利用者の心身の状況，その置かれている環境等に照らし，利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。③　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。(２)サービス管理責任者は，業務を行うに当たっては，利用者の自己決定の尊重を原則とした上で，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。指定就労定着支援事業者は，生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者等であって，過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターとなっているか。指定就労定着支援事業者は，常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行っているか。(１)指定就労定着支援事業者は，利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため，新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主，指定障害福祉サービス事業者等，医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに，利用者やその家族等に対して，当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談，指導及び助言その他の必要な支援を提供しているか。(２)指定就労定着支援事業者は，利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては，１月に１回以上，当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに，１月に１回以上，当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 19　実施主体○　生活介護事業所等の事業運営が３年に満たない場合であっても，生活介護事業所等の利用を経て通常の事業所に雇用された者が３人以上いる場合には，指定就労定着支援の実施主体としての要件を満たすこととする。　なお，当該指定は次期更新の際まで有効なものであり，就労定着支援の指定を受けた後，毎年この要件を満たすことが必要となるものではなく，指定の更新の際に，当該就労定着支援事業所が指定基準を満たしているかどうかを確認することになる。21　職場への定着のための支援等の実施○　指定就労定着支援事業者は，利用者に関わる他の支援機関を主体的に把握して適宜情報共有し，就労継続に向けた支援について方向性の摺り合わせや役割分担を行うなど，地域における支援機関間のネットワークを構築して支援を行うことが望ましい。　なお，支援について方向性の確認や役割分担を行うためには，利用者の意向や他の支援機関の助言等を十分踏まえる必要があり，そのためには利用者を中心として，他の支援機関等を招いたケース会議を行うことが望ましい。その際，他の支援機関との利用者の個人情報等の共有等にあたっては，予め書面にて利用者の同意を得るなどの適切な手続きを経ることに留意すること。 | ○ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ記録○面接記録○(2)から(8)に掲げる確認資料○個別支援計画○ｱｾｽﾒﾝﾄ及びﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞに関する記録○同上○ｻｰﾋﾞｽ提供の記録○他の従業者に指導及び助言した記録 | 平18厚令171第206条の12準用(第58条第10項)平18厚令171第206条の12準用(第58条第11項)平18厚令171第206条の６第１項平18厚令171第206条の６第２項平18厚令171第206条の７平18障発第1206001号第十三３(2)平18厚令171第206条の12準用(第60条)平18厚令171第206条の８第１項平18障発第1206001号第十三３(3)平18厚令171第206条の８第２項平18障発第1206001号第十三３(2) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 22　サービス利用中に離職する者への支援23　支給決定障害者等に関する市町村への通知24　管理者の責務25　運営規程 | 指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって，当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し，指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し，他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって訓練等給付費の支給を受け，又は受けようとしたときは，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。(１)指定就労定着支援事業所の管理者は，当該指定就労定着支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。(２)指定就労定着支援事業所の管理者は，当該就労定着支援事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第14章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種，員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑤　通常の事業の実施地域⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑦　虐待の防止のための措置に関する事項⑧　その他運営に関する重要事項※　指定就労定着支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は，その旨を明記すること。加えて，要支援者の支援終了後の適切な引き継ぎのための体制の構築に関し，要支援者情報の共有に係る責任者の専任や指針の策定についても明記すること。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　ある・[ ] 　なし[ ] 　ある・[ ] 　なし[ ] 　ある・[ ] 　なし[ ] 　ある・[ ] 　なし[ ] 　ある・[ ] 　なし[ ] 　ある・[ ] 　なし[ ] 　ある・[ ] 　なし[ ] 　ある・[ ] 　なし |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 【運営規程】⑤　通常の事業の実施地域　通常の事業の実施地域は，客観的にその区域が特定されるものとすること。なお，通常の事業の実施地域は，利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり，当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。　⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　指定就労定着支援事業者は，障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが，サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては，事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。　⑦　虐待の防止のための措置に関する事項虐待の防止のための措置については，「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において，障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが，より実効性を担保する観点から，指定就労定着支援事業者は，利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について，あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。　具体的には，　ア　虐待の防止に関する担当者の選定　イ　成年後見制度の利用支援　ウ　苦情解決体制の整備　エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)　等を指すものであること。　 | ○運営規程 | 平18厚令171第206条の９平18厚令171第206条の12準用(第29条)平18厚令171第206条の12準用(第66条第１項)平18厚令171第206条の12準用(第66条第２項)平18厚令171第206条の10平18障発第1206001号第十三３(５)「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号当職通知） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 26　勤務体制の確保等27　業務継続計画の策定等 | (１)指定就労定着支援事業者は，利用者に対し，適切な指定就労定着支援を提供できるよう，指定就労定着支援事業所ごとに，従業者の勤務体制を定めているか。(２)指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援事業所ごとに，当該指定就労定着支援事業所の従業者によって指定就労定着支援を提供しているか。(３)指定就労定着支援事業者は，従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。(４)指定就労定着支援事業者は，適切な指定就労定着支援の提供を確保する観点から,職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。1. 指定就労定着支援事業者は，感染症や非常災害の発生時にお

いて，利用者に対する指定定着支援の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。1. 指定就労定着支援事業者は，従業者に対し，業務継続計画に

　ついて周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。1. 指定就労定着支援事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。

　※　経過措置（令和６年３月31日までの間は，努力義務） | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定就労定着支援事業所ごとに，原則として月ごとの勤務表を作成し，従業者については，日々の勤務時間，職務の内容，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係，サービス提供責任者である旨等を明確にすること。○　指定就労定着支援事業所の従業者とは，雇用契約その他の契約により，当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指す。○　研修機関が実施する研修や当該指定就労定着支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。○27ページに記載 | ○従業者の勤務表○勤務形態一覧表又は雇用形態の分かる書類○研修計画,研修実施記録○就業関係が害されることを防止するための方針が分かる書類○業務継続計画○研修及び訓練を実　施したことが分か　る書類○業務継続計画の見　直しを検討したこ　とが分かる書類 | 平18厚令171第206条の12準用(第33条第１項)平18障発第1206001号第三３(22)①平18厚令171第206条の12準用(第33条第２項)平18障発第1206001号第三３(22)②平18厚令171第206条の12準用(第33条第３項)平18障発第1206001号第三３(22)③平18厚令171第206条の12準用(第33条第４項)平18障発第1206001号第三３(22)④平18厚令171第206条の12準用(第33条の２第１項)令３厚令10附則３条平18厚令171第206条の12準用(第33条の２第２項)平18厚令171第206条の12準用(第33条の２第３項) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　同条第４項は，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第11 条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の２第１項の規定に基づき，指定就労定着支援事業者には，職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ，規定したものである。指定就労定着支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定就労定着支援事業者が講じることが望ましい取組については，次のとおりとする。なお，セクシュアルハラスメントについては，上司や同僚に限らず，利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。ア　指定就労定着支援事業者が講ずべき措置の具体的内容指定就労定着支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は，事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが，特に留意されたい内容は以下のとおりである。ａ　指定就労定着支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し，従業者に周知・啓発すること。ｂ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により，相談への対応のための窓口をあらかじめ定め，従業者に周知すること。 なお，パワーハラスメント防止のための指定就労定着支援事業者の方針の明確化等の措置義務については，女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の２第１項の規定により，中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は，令和４年４月１日から義務化となり，それまでの間は努力義務とされているが，適切な勤務体制の確保等の観点から，必要な措置を講じるよう努められたい。イ　指定就労定着支援事業者が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては，顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために，事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として，①相談に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備，②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応，行為者に対して人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等，業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | 平18障発第1206001号第三３(22)④ |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 28　衛生管理等 | (１)指定就労定着支援事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行っているか。(２)指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援事業所の設備及び備品等について，衛生的な管理に努めているか。(３)指定就労定着支援事業者は，当該指定就労定着支援事業所において感染症が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じているか。①　当該指定就労定着支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。　　②　当該指定就労定着支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。　　③　当該指定就労定着支援事業所において，従業者に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。　※　経過措置（令和６年３月31日までの間は，努力義務） | ☐　いる・☐　いない☐　いる・☐　いない☐　いる・☐　いない☐　いる・☐　いない☐　いる・☐　いない |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 指定就労定着支援事業者は，従業者が感染源となることを予防し，また従業者を感染の危険から守るため，手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある1. 基準第34 条第１項及び第２項は，指

定就労定着支援事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定就労定着支援事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に，指定就労定着支援事業者は，従業者が感染源となることを予防し，また従業者を感染の危険から守るため，手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。 1. 同条第３項に規定する感染症が発

生し，又はまん延しないように講ずべき措置については，具体的に次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について，同項に基づき指定就労定着支援事業所に実施が求められるものであるが，他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。なお，感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては，令和３年改正省令附則第４条において，３年間の経過措置を設けており，令和６年３月31 日までの間は，努力義務とされている。ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該指定就労定着支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり，感染対策の知識を有する者を含む，幅広い職種により構成することが望ましく，特に，感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに，専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが | ○衛生管理等に関する書類○同上○委員会議事録○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針○研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | 平18厚令171第206条の12準用(第34条第１項)平18障発第1206001号第三３(24)平18厚令171第206条の12準用(第34条第２項)平18厚令171第206条の12準用(第34条第３項)令３厚令10附則４条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 必要である。感染対策委員会は，利用者の状況など指定就労定着支援事業所の状況に応じ，おおむね６月に１回以上，定期的に開催するとともに，感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は，テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし，障害のある者が参加する場合には，その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際，厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。なお，感染対策委員会は，他の会議体を設置している場合，これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また，指定就労定着支援事業所に実施が求められるものであるが，他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針当該指定就労定着支援事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には，平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては，指定就労定着支援事業所内の衛生管理（環境の整備等），支援にかかる感染対策（手洗い，標準的な予防策）等，発生時の対応としては，発生状況の把握，感染拡大の防止，医療機関 や保健所，市町村における事業所関係課等の関係機関との連携，行政等への報告等が想定される。 また，発生時における指定就労定着支援事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し，明記しておくことも必要である。なお，それぞれの項目の記載内容の例については，「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修の内容は，感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに，当該指定居宅介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには，当該指定居宅介護事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに，新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また，研修の実施内容についても記録することが必要である。なお，研修の実施は，厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど，指定就労定着支援事業所内で行うものでも差し支えなく，当該指定就労定着支援事業所の実態に応じ行うこと。 | 平18障発第1206001号第三３(24) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 29　掲示30　秘密保持等 | 指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は，指定就労定着支援事業者は，これらの事項を記載した書面を当該指定就労定着支援事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。(１)指定就労定着支援事業所の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。(２)指定就労定着支援事業者は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。(３)指定就労定着支援事業者は，他の指定就労定着支援事業者等に対して，利用者又はその家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いない・[ ] 　いる[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| また，平時から，実際に感染症が発生した場合を想定し，発生時の対応について，訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては，感染症発生時において迅速に行動できるよう，発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき，指定就労定着支援事業所内の役割分担の確認や，感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。訓練の実施は，机上を含めその実施手法は問わないものの，机上及び実地で実施するものを適切に組みわせながら実施するこが適切である。○　指定就労定着支援事業者は，当該指定就労定着支援事業所の従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこと。○　従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を，他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには，指定居宅介護事業者等は，あらかじめ，文書により利用者又はその家族から同意を得ているか。　　なお，この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | ○事業所の掲示物(運営規程,勤務体制表,その他の重要事項)又は，備え付け閲覧物○従業者及び管理者の秘密保持誓約書○同上○その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等)○個人情報同意書 | 平18厚令171第206条の1準用(第35条第１項・第２項)平18厚令171第206条の12準用(第36条１項)平18厚令171第206条の12準用(第36条第２項)平18障発第1206001号第三３(27)②平18厚令171第206条の12準用(第36条第３項)平18障発第1206001号第三３(27)③ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 31　情報の提供等32　利益供与等の禁止33　苦情解決 | (１)指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援を利用しようとする者が，適切かつ円滑に利用することができるように，当該就労定着支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。(２)指定就労定着支援事業者は，当該指定就労定着支援事業者について広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。(１)指定就労定着支援事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該指定就労定着支援事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。(２)指定就労定着支援事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。(１)指定就労定着支援事業者は，その提供した指定就労定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。(２)指定就労定着支援事業者は，(1)の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。(３)指定就労定着支援事業者は，その提供した指定就労定着支援に関し，法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。(４)指定就労定着支援事業者は，その提供した指定就労定着支援に関し，法第11条第２項の規定により県知事が行う報告若しくは指定就労定着支援の提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに，県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いない・[ ] 　いる[ ] 　いない・[ ] 　いる[ ] 　いない・[ ] 　いる[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「必要な措置」とは，相談窓口，苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。当該措置の概要については，利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し，事業所に掲示することが望ましい。○　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 | ○情報提供を行ったことが分かる書類(ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等)○事業者のHP画面・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ○苦境受付簿○重要事項説明書○契約書○事業所の掲示物○苦情者への対応記録○苦情対応ﾏﾆｭｱﾙ○市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類○県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | 平18厚令171第206条の12準用(第37条第１項)平18厚令171第206条の12準用(第37条第２項)平18厚令171第206条の12準用(第38条第１項)平18厚令171第206条の12準用(第38条第２項)平18厚令171第206条の12準用(第39条第１項)平18障発第1206001号第三３(29)①平18厚令171第206条の12準用(第39条第２項)平18障発第1206001号第三３(29)②平18厚令171第206条の12準用(第39条第３項)平18厚令171第206条の12準用(第39条第４項) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 34　事故発生時の対応 | (５)指定就労定着支援事業者は，その提供した指定就労定着支援に関し，法第48条第１項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。(６)指定就労定着支援事業者は，県知事，市町村又は市町村長から求めがあった場合には，(3)から(5)までの改善の内容を県知事，市町村又は市町村長に報告しているか。(７)指定就労定着支援事業者は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。(１)指定就労定着支援事業者は，利用者に対する指定就労定着支援の提供により事故が発生した場合は，県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。(２)指定就労定着支援事業者は，事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。(３)指定就労定着支援事業者は，利用者に対する指定就労定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者に対する指定就労定着支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ指定就労定着支援事業者が定めておくことが望ましい。また,事業所に自動体外式除細器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお，事業所の近隣にＡＥＤが設置されており,緊急時に使用できるよう,地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。○　指定就労定着支援事業者は，賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。○　指定就労定着支援事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。＜参考＞「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） | ○県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類○県等への報告書○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料○事故対応ﾏﾆｭｱﾙ○県，市町村，家族等への報告記録○事故の対応記録○ﾋﾔﾘﾊｯﾄの記録○再発防止の検討期録 ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等) | 平18厚令171第206条の12準用(第39条第５項)平18厚令171第206条の12準用(第39条第６項)平18厚令171第206条の12準用(第39条第７項)平18厚令171第206条の12準用(第40条第１項)平18障発第1206001号第三３(30)平18厚令171第206条の12準用(第40条第２項)平18厚令171第206条の12準用(第40条第３項) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 35　虐待の防止36　会計の区分37 記録の整備 | 指定就労定着支援事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。①　当該指定就労定着支援事業所における虐待の防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。②　当該指定就労定着支援事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。　指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援事業所ごとに経理を区分するとともに，指定就労定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。(１)指定就労定着支援事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。(２)指定就労定着支援事業者は，利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し，当該指定就労定着支援を提供した日から５年間保存しているか。①　サービスの提供の記録②　就労定着支援計画③　支給決定障害者等に関する市町村への通知に係る記録④　苦情の内容等の記録⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○委員会議事録○研修を実施したことが分かる書類○担当者を配置していることが分かる書類○収支予算書・決算書等の会計書類○職員名簿○設備･備品台帳○帳簿等の会計書類○左記①から⑤までの書類 | 平18厚令171第206条の12準用（第40条の2）令３厚令10附則２条平18厚令171第206条の12準用(第41条)平18厚令171第206条の11第１項平18厚令171第206条の11第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 38　電磁的記録等第５　変更の届出等 | (１)指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。(２)指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付，説明，同意，締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。1. 指定就労定着支援事業者は，当該指定に係るサービス事業所の

名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき，又は休止した当該就労定着支援の事業を再開したときは，10日以内に，その旨を県知事に届け出ているか。(２)指定就労定着支援事業者は，当該就労定着支援の事業を廃止し，又は休止しようとするときは，その廃止又は休止の日の一月前までに，その旨を県知事に届け出ているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○電磁的記録簿冊○適宜必要と認める資料○変更届（控） | 平18厚令171第224条第1項平18厚令171第224条第2項法第46条第１項施行規則第34条の23法第46条第２項施行規則第34条の23 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第６　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い１　基本事項２　就労定着支援サービス費 | (１)指定就労定着支援に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第14の２により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。(ただし，その額が現に当該指定就労定着支援に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定就労定着支援に要した費用の額となっているか。）(２)(１)の規定により，指定就労定着支援に要する費用の額を算定した場合において，その額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。（１）就労定着支援サービス費については，就労に向けた支援として指定生活介護等指定自立訓練（機能訓練）等，指定自立訓練（生活訓練）等，指定就労移行支援等，指定就労継続支援Ａ型等若しくは指定就労継続支援Ｂ型等（生活介護等）又は基準該当生活介護，基準該当自立訓練（機能訓練），基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当就労継続支援Ｂ型を受けて通常の事業所に新たに雇用され，就労を継続している期間が６月に達した障害者（通常の事業所に雇用されている障害者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた障害者については，当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後，就労を継続している期間が６月に達した者）に対して，当該通常の事業所での就労の継続を図るため，指定就労定着支援を行った場合に，所定単位数を算定しているか。（２）就労定着支援サービス費については，指定就労定着支援事業所において，指定就労定着支援を行った場合に，県知事に届け出た就労定着率（当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去３年間において就労定着支援の利用を開始した者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を，当該前年度の末日から起算して過去３年間において指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。）に応じ，1月につき所定単位数を算定しているか。ただし，新規に指定を受けた日から1年間の指定就労定着支援事業所の就労定着率は，指定を受けた日に属する月の前月の末日から起算して過去３年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された者のうち，指定を受けた日の属する月の前月の末日において通常の事業所での就労を継続している者の総数を，指定を受けた日に属する月の前月の末日から起算して過去3年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合計で除して得た率となっているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)○介護給付費明細書(控)○領収証(控)○居宅介護（重度訪問介護，同行援護，行動援護）計画○実績記録○同上○同上○同上 | 法第29条第３項平18厚告523の一平18厚告539法第29条第３項平18厚告523の二平18厚告523別表第14の２の１の注1平18厚告523別表第14の２の１の注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （人員基準欠如減算）（個別支援計画未作成減算）（情報公表未報告減算）（業務継続計画未策定減算）　※令和７年４月１日から適用（虐待防止措置未実施減算）（支援体制構築未実施減算）（特別地域加算） | (３) 就労定着支援サービス費の算定に当たって，次の①又は②のいずれかに該当する場合は，それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。① 従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の九の二の表の上欄に掲げる基準に該当する場合　同表の下欄に掲げる割合　　　　　　 　　　　100分の70② 指定就労定着支援の提供に当たって，就労定着支援計画が作成されていない場合次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に掲げる割合ア　作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70イ　作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50（４）法第 76 条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は， 所定単位数の100分の５に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算しているか。（５）第４の27の（１）に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(６) 第４の35に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(７) 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十八を満たしていない場合は，支援体制構築未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(８) 平成21年厚生労働省告示第176号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者の居宅若しくは別に厚生労働大臣が定める地域に所在する利用者が雇用された通常の事業所において，当該利用者との対面により指定就労定着支援を行った場合に，特別地域加算として，１月につき240単位を加算しているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いない・[ ] 　いる[ ] 　いる・[ ] 　いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)○介護給付費明細書(控)○領収証(控)○居宅介護（重度訪問介護，同行援護，行動援護）計画○実績記録○同上 | 平18厚告523別表第14の２の１の注３平18厚告523別表第14の2の１の注３(1)平18厚告550九の二平18厚告523別表第14の2の１の注３(2)平18厚告523別表第14の２の１の注４平18厚告523別表第14の２の１の注５平18厚告523別表第14の２の１の注６平18厚告523別表第14の２の１の注７平18厚告523別表第14の２の１の注８平21厚告176 |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ３　地域連携会議実施加算 | (９) 指定就労定着支援事業者が，指定就労定着支援を行った日に属する月において，第４の21の(1)の規定により新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主等との連絡調整及び連携を行うに当たり，利用者及び当該事業主等に対し，当該月における当該利用者に対する支援の内容を記載した報告書の提出を1回以上行わなかった場合に就労定着支援サービス費を算定していないか。(10) 指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第118条の３第５項第１号に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し，同号に規定する計画に基づく援助を行い，同条第１項に規定する障害者職場適応援助コース助成金の申請を行った場合に，当該申請に係る援助を行った月において，当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費を算定していないか。(11) 利用者が自立訓練（生活訓練）又は自立生活援助を受けている間に，就労定着支援サービス費を算定していないか。(１) 地域連携会議実施加算（Ⅰ） については,指定就労定着支援事業所が，関係機関（地域障害者職業センター，障害者就労・生活支援センター，医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外の事業所をいう。）との連携を図るため，関係機関において障害者の就労支援に従事される者により構成される利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し，当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に，1月につき1回，かつ，1年につき4回（地域連携会議実施加算（Ⅱ）を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として，所定単位数を加算しているか。(２) 地域連携会議実施加算(Ⅱ) については，指定就労定着支援事業所が，就労定着支援計画の作成又は変更に当たって，関係者により構成される会議を開催し，当該会議において，当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに，関係者に対して，専門的な見地からの意見を求め，就労定着支援計画の作成，変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で，当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に，１月につき１回，かつ，１年につき４回（地域連携会議実施加算（Ⅰ）を算定している場合にあっては，その回数を含む。）を限度として，所定単位数を加算しているか。 | [ ] 　いない・[ ] 　いる[ ] 　いない・[ ] 　いる[ ] 　いない・[ ] 　いる[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)○介護給付費明細書(控)○領収証(控)○居宅介護（重度訪問介護，同行援護，行動援護）計画○実績記録○同上○同上○同上○同上 | 平18厚告523別表第14の２の１の注９平18厚告523別表第14の２の１の注10平18厚告523別表第14の２の１の注11平18厚告523別表第14の２の２の注１平18厚告523別表第14の２の２の注２ |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ４ 初期加算５　就労定着実績体制加算６　職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算７　利用者負担上限額管理加算 | 生活介護等と一体的に運営される指定就労定着支援事業所において，一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して，新規に就労定着支援計画を作成し，指定就労定着支援を行った場合に，指定就労定着支援の利用を開始した月について，１回に限り，所定単位数を加算しているか。過去６年間において指定就労定着支援の利用を終了した者のうち，雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を利用したものについては，当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後，42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者）の占める割合が前年度において100分の70以上として県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において，指定就労定着支援を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。平成21年厚生労働省告示第176号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める研修」に定める研修を修了した者を就労定着支援員として配置しているものとして県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において，指定就労定着支援を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。指定就労定着支援事業者が，利用者負担額合計額の管理を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)○介護給付費明細書(控)○領収証(控)○居宅介護（重度訪問介護，同行援護，行動援護）計画○実績記録○同上○同上○同上 | 平18厚告523別表第14の２の３の注平18厚告523別表第14の２の４の注平18厚告523別表第14の２の５の注平21厚告178平18厚告523別表第14の２の６の注 |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ８　福祉・介護職員処遇改善加算９　福祉・介護職員等特定処遇改善加算10　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十八の四に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。９及び10において同じ。）が，利用者に対し，指定就労定着支援を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，令和６年５月31日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。　　ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定してないか。イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ２から７までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ２から７までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ２から７までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十八の五に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が，利用者に対し，指定就労定着支援を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，２から７までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。　平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十八の六に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が，利用者に対し，指定就労定着支援を行った場合は，２から７までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いない・[ ] 　いる[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いる・[ ] 　いない |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)○介護給付費明細書(控)○領収証(控)○就労定着支援計画○実績記録○同上○同上 | 平18厚告523別表第14の２の７の注平18厚告543の三十八の四平18厚告523別表第14の２の８の注平18厚告543の三十八の五平18厚告523別表第14の２の９の注平18厚告543の三十八の六 |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 11　福祉・介護職員等処遇改善加算 | (１) 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十八の二に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。（２）において同じ。）が，利用者に対し，指定就労定着支援を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ２から７までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ２から７までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) ２から７までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数(２) 令和７年３月31日までの間，平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十八の二に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（（1）の加算を算定しているものを除く。）が，利用者に対し，指定就労定着支援を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。①　 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴ ２から７までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数②　 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵ ２から７までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸ ２から７までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数④　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺ ２から７までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻ ２から７までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数⑥　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽ ２から７までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数⑦　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾ ２から７までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数⑧　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀ ２から７までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数⑨　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁ ２から７までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数 | [ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いない・[ ] 　いる[ ] 　いる・[ ] 　いない[ ] 　いない・[ ] 　いる |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)○介護給付費明細書(控)○領収証(控)○居宅介護（重度訪問介護，同行援護，行動援護）計画○実績記録○同上 | 平18厚告523別表第14の２の７の注１平18厚告523別表第14の２の７の注２ |  |

**（参考）　主な根拠法令等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 略　　号 | 法　　　　令　　　　等　　　　名 |
| 法 | 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法；平成17年11月７日，法律第123号） |
| 政令 | 施行令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年１月25日，政令第10号） |
| 省令 | 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年２月28日，厚生労働省令第19号） |
| 平26厚令5 | 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年１月23日，厚生労働省令第５号） |
| 平18厚令171 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省令第171号） |
| 告示 | 平18厚告523 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第523号） |
| 平18厚告539 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年９月29日，厚生労働省告示第539号） |
| 平18厚告543 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第543号） |
| 平18厚告550 | 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業員の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合（（平成18年９月29日，厚生労働省告示第550号） |
| 平21厚告176 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成21年３月３日，厚生労働省告示第176号） |
| 平21厚告178 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める研修（平成21年3月30日，厚生労働省告示178号） |
| 通知等 | 平18障発第1206001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成18年12月６日，障発第1206001号） |
| 平18障発第1031001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年１月31日，障発第1031001号） |
| 平17障発第1020001号 | 障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日，障発第1020001号） |
| 県条例 | 県条例第37号 | 鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年３月29日，条例第37号） |